



# 「社会を明るくする運動活動寄金」趣意書

## 第七十三回「社会を明るくする運動」

### 「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」

犯罪や非行のない明るい社会を目指して、法務省が主唱する「社会を明るくする運動」は、今年で七十三回を迎え、強調月間である七月を中心に全国的に展開されます。

近年、少年非行は減少傾向となっているものの、オレオレ詐欺などの特殊詐欺、家庭内暴力、大麻取締法違反が社会問題となっている現状にあり、また、少子化や地域社会における連帯感の希薄化等から、非行少年は社会の中で孤立化する傾向にあるといえます。

また、近年の成人による犯罪の動向を見ますと、刑法犯の検挙人員は減少傾向にあります。再犯者については、減少幅が小幅になっているため、犯罪者の中に占める再犯者の比率は約五割と大変高い状況にあります。

平成二十八年十二月に「再犯の防止等の推進に関する法律」(再犯防止推進法)が施行されましたが、同法においては、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進することの重要性が明記されています。

以上のことを踏まえ、地域の皆様方が、犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くため、「社会を明るくする運動」を推進し、更生保護活動を一層充実していきたいと考えております。

「社会を明るくする運動活動寄金」は、「社会を明るくする運動」や更生保護活動を支援するための愛の募金です。

この運動が目指すこと

- (目標一) 犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くこと
- (目標二) 犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行をしないように、その立ち直りを支えること

この運動において力を入れて取り組むこと

- (一) 犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、再犯を防止することの大切さや、更生保護の活動について、デジタルツールも活用するなどして、広く周知し、理解を深めてもらうための取組
  - (二) 犯罪や非行の防止や、犯罪や非行をした人の立ち直りには様々な協力の方法があることを示し、多くの人に協力者として気軽に参加してもらうための取組
  - (三) 保護司、更生保護女性会会員、BBS会員、協力雇用主等の更生保護ボランティアの活動を支援し、なり手を増やすための取組
  - (四) 民間協力者と地方公共団体と国との連携を強化しつつ、犯罪や非行をした人が、仕事、住居、教育、保健医療・福祉サービスなどに関し必要な支援を受けやすくするためのネットワークをつくる取組
  - (五) 犯罪や非行が起こらないよう、若い人たちの健やかな成長を期する取組
- どうか例年にも増して、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和五年七月

## 県民のみなさまへ

静岡県保護司会連合会  
地区保護司会  
地区更生保護女性会